

南富良野町防災行政無線整備工事に係る

プロポーザル実施要領

令和8年6月

南富良野町

1. 目的

南富良野町は、災害発生時における地域住民への迅速かつ的確な情報伝達体制を確立するため、デジタル同報系防災行政無線の運用を開始する。

このため、南富良野町の地域環境や情報通信技術の進展、防災対策の動向等の社会情勢を十分配慮しながら、南富良野町に最適なデジタル同報系防災行政無線設備の整備を行う。

南富良野町が要求する水準に加え、各社が独自に開発した先端技術やノウハウの支援を受けることにより、当該設備の充実や課題解決等を目指し、かつ将来的にも拡張性・汎用性の高いシステムを構築すること、また、併せて効率的な情報収集及び情報配信のための防災情報システム等を整備することを目的とする。

2. プロポーザル方式の採用理由

事業実施にあたっては、将来性、効率性及び信頼性の高い情報伝達システムを構築する必要があることから、各社に提案を求め、より優れた成果が期待できる者を選定する公募型プロポーザル方式を導入する。

3. 基本情報（令和8年3月末現在）

- ① 対象地域：南富良野町全域 665.54km²
- ② 対象人口：2,114人
- ③ 世帯数：1,242世帯
- ④ 設備規模

設備名	整備規模
親局設備	1式 富良野消防署南富良野支署
遠隔制御局	1式 南富良野町役場
屋外拡声子局	2局 道の駅南ふらの、かなやま湖畔キャンプ場
戸別受信機	400台
タブレット	200台 親局から電波が届かない集落に配布

4. 事業概要

- ① 工事名：南富良野町防災行政無線整備工事
- ② 工事期間：契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- ③ 工事内容：「南富良野町防災行政無線整備工事要求水準書」及び提案内容から契約締結した業務（注）仕様項目・内容等は、プロポーザルの提案内容等により決定する。

5. 構築事業費

提案限度額137,290,000円（消費税及び地方消費税を含まない）を超えない提案であること。

6. 適用法令

- ① 電波法及び関係施行令 規則、告示
- ② 有線電気通信法及び関係施行令 規則、告示
- ③ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ④ 公共建築工事標準仕様書（電気工事編）
- ⑤ 電気通信設備工事共通仕様書
- ⑥ （一社）電波産業会市町村同報通信システム標準規格（ARIB-STD T115最新版）
- ⑦ 建築基準法
- ⑧ 道路法、道路交通法
- ⑨ 日本産業規格(JIS)
- ⑩ 日本電気工業会標準規格(JEM)
- ⑪ 日本技術標準規格(JES)
- ⑫ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- ⑬ 日本電子機械工業会規格(EIAJ)
- ⑭ 総務省総合通信局の防災行政無線局免許方針
- ⑮ 南富良野町諸規則
- ⑯ その他関係法令、条例、規則等

7. 応募資格

応募資格を有する者は、公告日現在において、次に掲げる①～⑨の要件全てに該当すること。

なお、共同企業体を結成し参加する場合は、代表者及び構成員が全ての参加資格要件を満たすこと。ただし、共同企業体の構成員は3者以内とする。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づき北海道管内に事業所（支店・営業所を含む）を構え、電気通信工事業の許可を受けた法人格を有する団体であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ④ 令和3年度（過去5年以内）以降において、国内におけるデジタル防災行政無線の2,000万円以上の元請実績(JVを含む)があること。
- ⑤ 最新の経営事項審査の電気通信工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- ⑥ 情報セキュリティマネジメントシステム(JISQ27001 (ISO/IEC27001))認証を参加者で取得していること。または、プライバシーマークを取得していること。
- ⑦ 市町村デジタル同報通信システム(ARIB STD-115)の機器製造を行い、その施工が行える者（以下「機器製造メーカー」という。）、若しくは機器製造メーカーから仕入れ、その施工が行える者であること。ただし、機器製造メーカー1社に対し1業者とする。
- ⑧ 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（電気通信工事）を本工事の現場に専任で配置でき

る者で、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、60MHz帯デジタル防災行政無線の施工実績を有する者かつ公告日以前において直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。（共同企業体を結成し参加する場合は、代表者のみ）

- ⑨ 共同企業体で参加する場合は、共同企業体の結成を届け出ること。ただし、出資比率は、すべての構成員が30%以上であること。

8. 応募資格の可否

応募資格により、参加表明書を提出した者について、提案資格の審査を行い、その結果を通知する。この通知において、有資格者として認められる者のみが提案書を提出できるものとする。

9. 応募資格の喪失（欠格事項）

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- ② 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- ③ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④ 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

10. 要求水準書等の配布

- ① 配布期間：令和8年6月26日（金）～
- ② 配布方法：南富良野町ホームページ <https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp> よりダウンロード

11. 選定スケジュール

項	イベント	期日
1	要求水準書等の配布	令和8年6月26日（金）～
2	質問受付期限	令和8年7月 3日（金）
3	質問回答	令和8年7月 7日（火）
4	参加申込書提出期限	令和8年7月10日（金）
5	参加資格審査結果通知	令和8年7月14日（火）
6	提案書等の提出期限	令和8年7月17日（金）
7	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年7月21日（火）
8	審査結果通知	令和8年7月24日（金） [予定]
9	仮契約	令和8年7月27日（月） [予定]

12. 質問書の提出及び回答

① 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第7号）により提出すること。

- ・提出期限：令和8年7月3日（金）17時まで（必着）
- ・提出方法：事務局メールアドレス宛て電子メールに添付して提出すること。

② 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年7月7日（火）までに南富良野町ホームページにて公表する。なお、質問に対する回答は、要求水準書の追加又は修正とみなす。

13. 参加申込について

① 提出書類

- ・本プロポーザルに参加を希望する事業者及び共同企業体（代表者、構成員）は、参加資格要件確認のため、下記書類（ア～シ）を期限までに提出すること。

No	提出書類	備考
ア	参加申込書	様式第1号
イ	会社概要	様式第2号
ウ	国税及び地方税の納税証明書 (法人税、消費税及び地方消費税の証明)	
エ	使用印鑑届、印鑑証明書 (写し可、証明内容が申請時の現状を証明するもの)	
オ	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (写し可、本店の所在地を管轄する法務局で発行されるもの)	
カ	施工実績調書	様式第3号
キ	建設業許可証の写し	
ク	最新の経営事項審査結果の写し	
ケ	情報セキュリティマネジメントシステム登録証の写し もしくはプライバシーマーク登録証の写し	
コ	配置予定技術者調書	様式第8号
サ	建設工事入札参加資格申請書（経営・特定建設工事共同企業体）	様式第9号
シ	共同企業体協定書 ※共同企業体の場合にのみ提出を要する。	様式第10号

※南富良野町に入札参加資格審査申請書を提出している事業者については、国税及び地方税の納税証明書、印鑑証明書、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、誓約書の提出を省略できる。

② 提出書類作成上の留意点

ア. 施工実績調書（様式第3号）

- ・項目7. 応募資格の④に該当する施工実績について、1件以上最大 5件提出すること。なお、

プロポーザル方式による施工実績があれば優先して提出すること。

- ・記載した全ての施工実績は、それを証明する資料としてCORINSの写しを提出すること。

イ. 配置予定技術者調書（様式第4号）

- ・項目7. 応募資格の⑧に該当する施工実績について、1件以上最大3件提出すること。なお、QPSKナロー（ARIB-STD T115）方式による施工実績があれば最も優先し、なければ契約金額の大きいものから優先して提出すること。
- ・記載した全ての施工実績は、それを証明する資料としてCORINSの写しを提出すること。
- ・建設業法第26条に規定されている電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。
- ・その他、本事業に関する資格を保有する場合は、記載し、証明する書類として資格者証の写しを提出すること。

③ 提出方法

問い合わせ先まで郵送又は持参とする。

（郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。）

④ 提出期限

令和8年7月10日（金）まで（必着）

受付時間：9時から17時まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

14. 提案書等について

① 提出書類

No	提出書類	備考
ア	提案書	
イ	見積書（形式は問わない）	消費税及び地方消費税額を明記
ウ	機器製造メーカーの納入誓約書	

② 提案書作成上の留意点

- ア. 提案書は、別紙の南富良野町防災行政無線整備工事プロポーザル評価項目表の評価項目に沿って提案すること。なお、機器の詳細は要求水準書による。
- イ. 資料はA4版にて作成、A4版ファイルに綴じて提出すること。図面などはA3版でも可とする（ただし、A4版に織り込むこと）。なお、A4版ファイルには「南富良野町防災行政無線整備工事提案書」及び事業者名を記載すること。
- ウ. 提案書はA4版横25頁以内（技術提案資料の頁数とし、表紙、目次、見積書及び機器製造メーカーの納入誓約書（様式第5号）は頁数に含まない）にて作成すること。

- エ. 提案書の部数は、提案書（正）1部、提案書（副）10部提出すること。
- オ. 南富良野町防災行政無線整備事業プロポーザル要求水準書は、発注者が求める機能を示したものであることから、要求機能以上のものを提示すること。
- カ. 地域貢献の他に本事業について、町内業者を活用する場合には、記載すること。

③ 事業費見積書の作成

- ア. 事業費見積書は、構築事業費に示した範囲で作成すること。要求水準書にない追加機能や提案工事等については、関連費も含めて算出すること。また、見積様式は自由とするが、極力詳細に品目を洗い出し、その数量・単価も示すこと。

④ 保守・維持費見積書の作成

- ア. 運用開始後10年間に必要となる全て（定期交換部品、電波利用料、通信回線使用料、無線局免許関連、機器更新等）の経費について、項目ごとに分類して計上し、1年毎の保守費用及び総保守費用を記載し提出すること。
- イ. 端末装置等の保守期限があるものについては、適宜機器更新を行うものとして算出すること。

⑤ 機器製造メーカーの納入誓約書（様式第5号）の作成

- ア. 機器製造メーカーから仕入れ、施工を行う場合は、納入する機器について機器製造メーカーの納入誓約書（様式第5号）を提出すること。

⑥ 提出方法

問い合わせ先まで郵送又は持参とする。

（郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。）

⑦ 提出期限

令和8年7月17日（金）まで（必着）

受付時間：9時から17時まで（土曜、日曜、祝日及び年末年始の休業日を除く。）

15. 参加辞退について

辞退の場合は、参加辞退届（様式第4号）を令和8年7月17日（金）17時までに問い合わせ先まで、郵送又は持参すること。（郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。）

なお、参加を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響しない。

16. プロポーザル実施の条件

本プロポーザルに参加表明した者が1社のみの場合でも、参加者のヒアリングを実施し、町が求める要件を満たした場合は、契約締結交渉者とする。

17. 審査方法

審査は、「南富良野町防災行政無線整備工事に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行うものとし、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀提案者と次点者を選定する。また、提出者が1社のみの場合であっても、選定委員会において選定の可否を決定する。

① プレゼンテーション及びヒアリング

ア. 開催日時 令和8年7月21日（火）実施予定

イ. 開催場所 南富良野町役場2階 議員控室

ウ. プレゼンテーション及びヒアリング時間

提案の内容を具体的に説明することを主とし、1社あたり60分（準備10分、説明30分、質疑20分）程度とする。

エ. ヒアリングについての人員数は、配置予定技術者を含む1社5名以内（機器製造メーカーを含む）とする。

オ. 機器類の準備

モニター等は町が準備する。また、パソコン等は参加者で準備すること。

② 評価基準

（別紙）南富良野町防災行政無線整備工事プロポーザル評価項目表による。

③ 審査結果

審査結果については、令和8年7月24日（金）〔予定〕に結果の如何にかかわらず、全参加者に書面にて通知するとともに南富良野町ホームページで公表する。

④ 注意事項

ア. パソコン等の設置はヒアリング開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。

イ. 事前に提出した提案書の内容と著しく異なる説明の場合は失格とし、評価対象としない。

ウ. 指定した時刻に遅れた場合は、失格となる場合がある。

18. 契約に関する事項

① 契約に関する事項

ア. 選定された最優秀提案者と契約の締結交渉を行うものとする。

イ. 前項の結果、契約の締結に至らなかった場合、又は最優秀提案者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合は、本選考結果は無効とする。ただし、その場合は次点者と交渉を行うものとする。

② 契約書

南富良野町財務規則（平成20年3月31日規則第16号）に基づき作成する。

③ 本事業の契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び南富良野町議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月28日条例第14号）の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契約を締結し、議会の議決によって本契約となる。

19. 留意事項

- ① 本提案に要する一切の費用については、参加者負担とする。
- ② 参加者は業務遂行上、知り得た情報は他人に漏らしてはならない。
- ③ 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。
- ④ 提案書類は返却しないものとし、提案書については、審査の必要に応じて複製することがある。
- ⑤ 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。
- ⑥ 提案書の審査過程内容については一切公開しない。
- ⑦ 本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てはできないものとする。
- ⑧ 本プロポーザルの提案者のうち最優秀提案者として選定されなかった者は、書面によりその理由について、通知の日の翌日から5日（休日を含まない。）以内に説明を求めることができる。
- ⑨ 本プロポーザルにおいて、町の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定を行わないものとする。また、提案者が1社の場合であっても、町の要求水準を満たす提案であり、各選定委員の評価点の合計が80点以上（100点満点：4名の委員を想定）であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- ⑩ 本プロポーザルの募集開始日（令和8年6月26日（金））から選定委員会において選考が終了するまでの間、選定委員への接触及び担当課に対する営業活動は禁止する。
- ⑪ 本実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び南富良野町の関係条例規則等の定めるところによるものとする。

20. 問い合わせ先

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地
総務課防災安全推進室防災係

TEL: 0167-52-2112

Mail: bosai@town.minamifurano.hokkaido.jp

※問い合わせに関しては文書（メール）で行うこと